

国民年金からのお知らせ

平成29年7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX 229-5001

保険料を納めることが難しい場合は

所得が少ないなど、国民年金保険料(以下「保険料」という)を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかったりする場合があります。

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

※平成28年7月1日より、対象年齢が30歳未満から50歳未満へ拡大しました。(平成28年7月分から対象)

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

免除などの所得の基準

免除などが受けられる所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準(前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部免除	3/4免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

免除などの申請手続き

申請可能期間の注意点

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます。
- 申請可能期間内に50歳に到達するときは、その前月までが納付猶予の対象期間です。
- 平成26年4月より、災害や失業などによる特例免除の対象期間が、災害や失業などがあつた前



月から翌々年の6月までになりました。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

免除などの継続の取り扱い

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらためて申請しなくても引き続き審査を受けることができます。ただし、所得の申告が必要です。

災害や失業などによる全額免除(猶予)申請と一部免除申請、学生納付特例申請は、毎年申請が必要ですのでご注意ください。

免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合		
全額免除	○	○ 1/2 (1/3)	○	○
一部免除	3/4免除	○ 5/8 (1/2)	○	○
	半額免除	○ 6/8 (2/3)	○	○
	1/4免除	○ 7/8 (5/6)	○	○
若年者納付猶予	○	×	○	○
学生納付特例	○	×	○	○
未納	×	×	×	×

一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合のかつこ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。